

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則改正 (修正履歴付き)	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則改正 (整形版)	備考
<p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則</p> <p>株式会社日本レジストリサービス</p> <p>公開：2010年11月1日 改訂：2011年8月19日 改訂：2011年11月1日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年7月14日 改訂：2014年10月27日 改訂：2015年4月13日 改訂：2015年6月16日 実施：2015年4月19日 実施：2015年8月16日</p> <p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則 (途中省略)</p> <p>第22条 (登録期間更新)</p> <p>gTLD等ドメイン名の登録期間を更新する場合、登録者は、別表「gTLD等ドメイン名一覧」に定める自動更新猶予期間の満了に先立って、登録更新を申請しなければならない。この期間満了日までに登録更新の申請がなかったときは、当社は、登録者が期間満了日にgTLD等ドメイン名の廃止届を行ったものとみなす。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、登録者が第21条に定める登録期間の終了日の2日前までに登録更新することを届け出た場合は、登録期間の終了日に登録更新の申請を行ったものとみなす。この場合、第2項により延長されるgTLD等ドメイン名の登録期間は1年間とし、第4項の適用については、同項中「登録更新の申請を受け付けない」とあるのは、「登録更新の手続を行わない」と読み替えるものとする。</p> <p>2 登録更新が完了した場合、gTLD等ドメイン名の登録期間は、別表「gTLD等ドメイン名一覧」に定める期間延長される。</p> <p>3 当社は、登録更新が完了したgTLD等ドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。</p> <p>4 当社が登録更新を不相当と判断した場合には、当社は、登録更新の申請を受け付けないことができる。この場合、当社は、管理指定事業者に対して登録更新の申請を受け付けないことを通知し、登録者が第1項の期間満了日に廃止届を行ったものとみなす。</p>	<p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則</p> <p>株式会社日本レジストリサービス</p> <p>公開：2010年11月1日 改訂：2011年8月19日 改訂：2011年11月1日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年7月14日 改訂：2014年10月27日 改訂：2015年4月13日 改訂：2015年6月16日 実施：2015年8月16日</p> <p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則 (途中省略)</p> <p>第22条 (登録期間更新)</p> <p>gTLD等ドメイン名の登録期間を更新する場合、登録者は、別表「gTLD等ドメイン名一覧」に定める自動更新猶予期間の満了に先立って、登録更新を申請しなければならない。この期間満了日までに登録更新の申請がなかったときは、当社は、登録者が期間満了日にgTLD等ドメイン名の廃止届を行ったものとみなす。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、登録者が第21条に定める登録期間の終了日の2日前までに登録更新することを届け出た場合は、登録期間の終了日に登録更新の申請を行ったものとみなす。この場合、第2項により延長されるgTLD等ドメイン名の登録期間は1年間とし、第4項の適用については、同項中「登録更新の申請を受け付けない」とあるのは、「登録更新の手続を行わない」と読み替えるものとする。</p> <p>2 登録更新が完了した場合、gTLD等ドメイン名の登録期間は、別表「gTLD等ドメイン名一覧」に定める期間延長される。</p> <p>3 当社は、登録更新が完了したgTLD等ドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。</p> <p>4 当社が登録更新を不相当と判断した場合には、当社は、登録更新の申請を受け付けないことができる。この場合、当社は、管理指定事業者に対して登録更新の申請を受け付けないことを通知し、登録者が第1項の期間満了日に廃止届を行ったものとみなす。</p>	<p>凡例： 赤字 (下線付き)：追加 青字 (取消線付き)：削除</p> <p>改訂日、実施日を記載</p>

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則改正案（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則改正案（整形版）	備考
<p>5 第1項の規定にかかわらず、次の各号の事由がある場合、当社の判断により登録更新の手続をすることがある。</p> <p>(1) UDRP その他上位組織の定める紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という）に従った紛争処理が行われている場合</p> <p>(2) 適法な管轄を有する裁判所の決定がある場合</p> <p>(3) 適法な管轄を有する裁判所においてドメイン名が訴訟の対象となっている場合</p> <p>(4) ICANNによって特に承認されたその他の状況下にある場合</p> <p>(5) その他当社が必要と認める場合</p> <p>6 前項により登録が更新された場合、そのgTLD等ドメイン名の登録期間は当社所定の期間延長される。この場合、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 管理指定事業者は、登録者からのgTLD等ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法を、取次規則に基づいて定める。</p> <p>8 当社は、第21条に定める登録期間の終了日の翌日から15日間が経過した時点において登録更新の申請がなかったgTLD等ドメイン名について、レジストリに対してネームサーバ設定の解除の手続を行う。この場合において、ネームサーバ設定解除後に登録更新が完了したときは、当社は、管理指定事業者からネームサーバ設定の復旧の申請を受け付け、レジストリに対して<u>ネームサーバ設定の復旧の手続および</u>所定の手続を行うものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年8月19日公開の改訂は、2011年9月20日から実施する。</p> <p>3 2011年11月1日公開の改訂は、2011年12月19日から実施する。</p> <p>4 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>5 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p>6 2014年7月14日公開の改訂は、2014年7月21日から実施する。</p> <p>7 前号の定めに関わらず、TOKYOドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年7月22日より開始する。</p> <p>8 附則第6号の定めに関わらず、YOKOHAMAドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年9月9日より開始する。</p> <p>9 2014年10月27日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</p> <p>10 前号の定めに関わらず、RYUKYUドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2015年1月28日より開始する。</p> <p>11 2015年4月13日公開の改訂は、2015年4月19日から実施する。</p> <p><u>12 2015年6月16日公開の改訂は、2015年8月16日から実施する。</u></p>	<p>5 第1項の規定にかかわらず、次の各号の事由がある場合、当社の判断により登録更新の手続をすることがある。</p> <p>(1) UDRP その他上位組織の定める紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という）に従った紛争処理が行われている場合</p> <p>(2) 適法な管轄を有する裁判所の決定がある場合</p> <p>(3) 適法な管轄を有する裁判所においてドメイン名が訴訟の対象となっている場合</p> <p>(4) ICANNによって特に承認されたその他の状況下にある場合</p> <p>(5) その他当社が必要と認める場合</p> <p>6 前項により登録が更新された場合、そのgTLD等ドメイン名の登録期間は当社所定の期間延長される。この場合、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 管理指定事業者は、登録者からのgTLD等ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法を、取次規則に基づいて定める。</p> <p>8 当社は、第21条に定める登録期間の終了日の翌日から15日間が経過した時点において登録更新の申請がなかったgTLD等ドメイン名について、レジストリに対してネームサーバ設定の解除の手続を行う。この場合において、ネームサーバ設定解除後に登録更新が完了したときは、当社はレジストリに対してネームサーバ設定の復旧の手続および所定の手続を行うものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年8月19日公開の改訂は、2011年9月20日から実施する。</p> <p>3 2011年11月1日公開の改訂は、2011年12月19日から実施する。</p> <p>4 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>5 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p>6 2014年7月14日公開の改訂は、2014年7月21日から実施する。</p> <p>7 前号の定めに関わらず、TOKYOドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年7月22日より開始する。</p> <p>8 附則第6号の定めに関わらず、YOKOHAMAドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年9月9日より開始する。</p> <p>9 2014年10月27日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</p> <p>10 前号の定めに関わらず、RYUKYUドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2015年1月28日より開始する。</p> <p>11 2015年4月13日公開の改訂は、2015年4月19日から実施する。</p> <p>12 2015年6月16日公開の改訂は、2015年8月16日から実施する。</p>	<p>ネームサーバ設定の復旧の手続を行う者を管理指定事業者からJPRSに変更するための改訂</p> <p>改訂日、実施日を記載</p>